

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金について

※「濃厚接触者」の記載について、令和5年5月8日以降は「感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る）」と読み替えてください。

1 事業内容（対象サービスは、別表1にてご確認ください）

以下の事業所等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行います。

(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した事業所等

- ①利用者又は職員（※1）に感染者が発生した事業所等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ②濃厚接触者に対応した事業所等
- ③感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した事業所等（①、②の場合を除く。詳細については別添1にてご確認ください）
- ④施設内療養を行った事業所等（令和5年4月1日から令和5年5月7日までは別添2-1、令和5年5月8日以降は別添2-2にてご確認ください）

※1 「職員」には、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えありません（ボランティアは除く）。また、利用者と接する等の要件はありません。

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

(1)①以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る）

(3) 感染者が発生した事業所等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所等に応援職員の派遣を行う事業所等

- ・(1)の①に該当する事業所等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した事業所

なお、自主休業とは、各事業所が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（通所系サービス事業所が(2)の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む）が連続3日以上の場合を指します。

2 対象経費（令和5年4月1日から令和5年5月7日に生じたかかり増し経費については別表2-1、令和5年5月8日以降に生じたかかり増し経費については別表2-2にて確認してください）

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間（※）に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用とします。

ただし、介護報酬及び他の制度による経費助成（補助）で措置されているものは、本事業の対象となりません。

※感染者が発生したのが令和5年3月31日以前でも収束日及び対象経費の発生が令和5年4月1日以降であれば、対象となります。

3 申請方法

(1) 提出書類

- ・交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・個票※
- ・支払証拠書類等（発注書や納品書、請求書等のみではなく、領収書や振込明細書等支払いをしたことが分かるものの添付が必須です）

(2) 提出方法

補助事業の完了後（※）令和6年6月17日（月）17時までに介護保険課へ郵送にて提出をお願いします。

介護保険課にて書類の内容確認を行い、内容によっては、修正等を依頼する場合がありますので、担当者様においてはご対応をよろしくお願いいたします。

※完了とは、職員へ割増賃金の支払いや、衛生用品の納品及び支払い、業者に委託した消毒・清掃等の終了及び支払いが終了していることをいいます。また、対象期間は事業所等において新型コロナウイルスの影響を受けてから収束するまでの間です。収束後にかかった経費は対象とはなりませんので、ご注意ください。

4 個別協議

集団感染等により発生したかかり増し経費について別表1に定める基準単価では、介護サービスを継続して提供することが困難となる場合に、個別協議により基準単価の上乗せを可能とします。

ただし、こちらについては国の承認が必要なため、補助金の支払いまでに時間を要するうえに、内容や金額によっては不承認となる場合がありますので、ご了承ください。

個別協議については、以下の要件①②のいずれにも該当する場合が対象となります。交付申請には、個別協議書（様式第4号）の提出が必要です。

①施設内療養の助成額が基準単価を超過していること

②別表2-1、別表2-2の対象経費ア及びウからオの所要額が基準単価を超過していること

※施設内療養の対象事業所等のみが、個別協議の対象となります。

別表 2-1、別表 2-2 の対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きい
ため、重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の
者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体を実施する場合には行政検査として取り扱う
こととされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型
医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護
老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・感染者と同居する職員（ただし、R5. 4. 1～R5. 5. 7 は濃厚接触者と同居する職員に限る）
- ・面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者（R5. 4. 1～R5. 5. 7 は面会に
来た家族が濃厚接触者であることが判明した場合も対象）

などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健センター、受診・相談
センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する
場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

①近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であ
ること

②保健センター、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼
したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であるこ
と。

※なお、②については、自費検査理由書（別紙様式1）を作成し本事業の申請書兼実績
報告書（様式第1号）と併せて提出すること。本市は必要に応じて保健センター等にも
確認して自費検査理由書（別紙様式1）の確認を行う。

※なお、感染者が確認された後に、行政検査として扱われる場合は、本事業の対象とは
ならない。

3 助成の上限額

一人1回あたりの補助上限額は2万円を限度とする。（ただし、別表1の補助単価の範囲内）

4 その他

職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一
斉検査は対象外とする。

別表 2-1 の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

- 高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合に、
 - ・病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなり、
 - ・保健センターの指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
 - ② ゾーニング（区域をわける）の実施
 - ③ コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
 - ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
 - ⑤ 症状に変化があった場合等の保健センター等への連絡・報告フローの確認
- 等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1 の対象事業所等であって、以下の(1)及び(2)の要件に該当する場合とする。

- (1) 保健センターに入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健センター等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 保健センターの指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※なお、(1)及び(2)については、施設内療養に要した費用に係る対象者名簿（別紙様式 2）及び施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト（別紙様式 3-1）を作成し、本事業の申請書兼実績報告書（様式第 1 号）と併せて本市に提出すること。また、本市は必要に応じて保健センター等にも確認し、(1)及び(2)の確認を行うこととする。

また、上記①～⑤に加え、以下の⑥を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑥小規模施設等（定員 29 人以下）にあつては施設内療養者が同一日に 2 人以上、大規模施設等（定員 30 人以上）にあつては施設内療養者が同一日に 5 人以上いること。

3 助成の上限額

施設内療養者一名につき、1万円/日を補助する（発症日から10日間を原則とし、最大15日間）※1。ただし、途中で入院等により施設内療養を終了した場合は、発症日から施設内療養を終了した日までの日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

また、2の⑥の要件を満たす場合は、施設内療養者一名につき、1万円/日を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助）。

なお、別表1の補助単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

※1 発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快※2後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。

また、無症状患者（無症状病原体保有者）について、当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

4 その他

本助成は、「1 事業内容(1)①から③」に該当する事業所等への対象経費とあわせての助成が可能である。

別表2-2の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。

1 助成対象

○ 利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施した、高齢者施設等を対象とする。

(対象事業所・施設)

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

2 助成の内容及び要件

施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、

- ① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- ② ゾーニング（区域をわける）の実施
- ③ コホーティング（隔離）の実施
- ④ 担当職員を分ける等の勤務調整
- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- ⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所等であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

- (1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
- (2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。
※なお、(1)及び(2)については、施設内療養に要した費用に係る対象者名簿（別紙様式2）及び施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト（別紙様式3-2）を作成し、本事業の申請書兼実績報告書（様式第1号）と併せて本市に提出すること。また、本市は必要に応じて保健センター等にも確認し、(1)及び(2)の確認を行うこととする。
- (3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること（自施設の医師が対応を行う場合も含む）。
 - ・施設からの電話等による相談への対応
 - ・施設への往診（オンライン診療を含む）
 - ・入院の要否の判断や入院調整
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。
- (5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。
※(3)～(5)については、国の通知に基づく本市の調査に事前に回答し、全ての要件を満たす必要がある。

また、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

⑦ 施設内療養者が定員規模に応じて以下の人数を満たすこと。

	令和5年5月8日から 9月30日まで	令和5年10月1日から 令和6年3月31日まで
小規模施設等（定員 29 人以下）	同一日に 2 人以上	同一日に 4 人以上
大規模施設等（定員 30 人以上）	同一日に 5 人以上	同一日に 10 人以上

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり以下の金額を補助する※1。

	令和5年5月8日から 9月30日まで	令和5年10月1日から 令和6年3月31日まで
2の①から⑥を満たす場合の補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)
上記に加えて2の⑦の要件を 満たす場合の追加補助	1日1万円 (最大15万円)	1日5千円 (最大7万5千円)

ただし、途中で入院等により施設内療養を終了した場合は、発症日から施設内療養を終了した日までの日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

なお、別表1の補助単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

※1 発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間を経過していなくても、発症後5日間を経過し、かつ、症状軽快※2から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで※3「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。

また、無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

※3 療養期間中であっても、上記①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

4 その他

本助成は、「1 事業内容(1)①から③」に該当する事業所等への対象経費とあわせての助成が可能である。